

目 録

政務調査費の交付に関する標準条例等検討委員会

報 告 書

議決の置別委員等検討 ①  
 各議の審査委員等検討 ②

用務会 合聯する付交丁」校コ刑会 ③  
 (四) 案附条 ④  
 (四) 案附則 ⑤

用員鑑 合聯する付交丁」校コ員鑑 ⑥  
 (四) 案附条 ⑦  
 (四) 案附則 ⑧

用員鑑ひえ刑会 合聯する付交丁」校コ員鑑ひえ刑会 ⑨  
 (四) 案附条 ⑩  
 (四) 案附則 ⑪

附録の (四) 附則ひえ (四) 附条 ⑫  
 付付置立 附付の (四) 附条のこ ⑬  
 式々宝の附編付前ひえ附案費の附条 ⑭  
 こま」知府の版りま聖職創支の費查附則 ⑮  
 式々きの」の」の」目取付付上り取付附条 ⑯  
 式々きの」の」の」付要条付付交 ⑰

平成12年10月 附条付付交附半四 ⑱  
 式々禮開附見るも」の」の日附基 ⑲

和意」の」置」宝附未附ひえ附中る」校コ員 ⑳  
 全国市議会議長会 附付の附基附附 ㉑

和意」の」置」宝附未附ひえ附中る」校コ員」の」書付附支附 ㉒  
 附条の付附条」の」附未附附附 ㉓

# 報告書目次

	(頁)
1. 検討委員会設置の経緯	1
2. 検討委員会審議の経過	2
3. 条例及び規則の参考例	
① 会派に対して交付する場合 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">会派用</span>	
ア. 条例案(例)	4
イ. 規則案(例)	9
② 議員に対して交付する場合 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">議員用</span>	
ア. 条例案(例)	17
イ. 規則案(例)	22
③ 会派及び議員に対して交付する場合 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">会派及び議員用</span>	
ア. 条例案(例)	28
イ. 規則案(例)	36
4. 条例(例)及び規則(例)の説明	47
① この条例(例)の性格、位置付け	
② 条例の提案権及び施行細則の定め方	
③ 政務調査費の支給類型を3通り作成したことについて	
④ 条例で取り上げた項目についての考え方	
⑤ 交付対象要件についての考え方	
⑥ 四半期交付を標準型とした意味	
⑦ 基準日ルールによる月割調整方式	
⑧ 長に対する申請及び請求規定を置いた意味	
⑨ 使途基準の性格	
⑩ 収支報告書の写しを長に送付することとした意味	
⑪ 閲覧請求制度と透明性の確保	

# 附属資料

	(頁)
① 検討委員会・委員名簿	52
② 地方自治法の一部を改正する法律	53
③ 地方自治法の一部を改正する法律要綱	56
④ 地方自治法の一部を改正する法律新旧対照条文	58
⑤ 地方自治法の一部を改正する法律案の起草案趣旨説明	60
(衆議院地方行政委員長)	
⑥ 地方自治法の一部を改正する法律の施行について (通知)	62
(平成12年5月31日付け自治行第31号 自治事務次官通知)	
⑦ 地方自治法の一部を改正する法律の施行について (通知)	63
(平成12年5月31日付け自治行第32号 自治省行政局行政課長通知)	

# 「政務調査費の交付に関する標準条例等検討委員会」報告書

## 1、検討委員会の設置の経緯

平成12年5月24日、参議院本会議において地方自治法の一部を改正する法律(平成12年法律第89号。以下「改正法」という。)が議員立法により可決成立し、同年5月31日に公布された。

「改正法」のポイントは、一つには地方議会の意見書の提出先が、これまでの関係行政庁に加え、「国会」もその対象に追加されたこと(地方自治法第99条)。二つ目には、常任委員会の設置数に係る人口段階別の制限が撤廃されたこと(地方自治法第109条)。三つ目には、議員の調査研究に資するための経費の一部として「政務調査費」を、条例の定めるところにより「会派又は議員」に対し支給することができることとなったこと(地方自治法第100条)。であり、かねてより、本会を始め議会団体が、議会の機能強化、議員の活動基盤の充実のため、制度改革を要望してきたものである。

特に、政務調査費については、平成12年6月現在すべての都道府県、7割以上の市議会が規則、要綱に基づいて支給している実態があるが、平成13年4月1日以降は、その支給の根拠を条例に置き換える必要が生じたところである。

このような情勢から、平成12年5月24日の「改正法」成立直後の5月29日に開催された全国市議会議長会第143回部会長会議において、「改正法」成立を受けて、政務調査費の支給に関しては、各市議会に共通する課題であることから、全国の市議会に共通する標準的なモデル、雛型のようなものが必要ではないかとの議論があり、二之湯会長からは全国の市議会の参考となる条例案の作成に取り組むことが約束された。

この会長発言を受けて、全国市議会議長会としては、条例検討のために会長市及び部会長9市の計10市の議会事務局長を検討委員とする「政務調査費の交付に関する標準条例等検討委員会」を設置することとなった。

## 2、検討委員会審議の経過

### (1) 第1回委員会（平成12年7月13日）

検討委員会の委員の互選により、委員長に京都市議会の仲筋議会事務局長が選出された。

本年6月、政務調査費の実態把握のために、全国671市議会を対象に実施した「政務調査交付金の支出に関する調査」結果の集計状況について説明を受けた後、今回の「改正法」に係る各部会長市の現状と問題点、及び制度化に当たって、共通に議論しておくべき政務調査費の基本的な課題等について、意見の交換を行った。

### (2) 第2回委員会（平成12年8月4日）

第2回委員会は、実務者による検討を行うこととされ、事務局からは、今回の「改正法」の主旨、目的について説明が行われた後、政務調査費に係る条例案（たたき台）として、交付の対象を「会派」と「議員」とする2案が用意提出され、これらの条例案に基づく規程及び使途基準案等について検討した。

### (3) 第3回委員会（平成12年9月1日）

第3回委員会は、第2回委員会に引き続き実務者による検討を行い、自治省行政課の見解、全国都道府県議会議長会の研究会における検討状況も参考にしながら、政務調査費に係る条例案について検討を行った。

### (4) 第4回委員会（平成12年10月12日）

前回同様、引き続き実務者による検討を行った。事務局からは、政務調査費の交付の対象を「会派」、「議員」に加え、第3案として「会派及び議員」の両者を支給対象とする条例案（例）、規則案（例）等について説明し、検討を行った。

(5) 最終委員会（平成12年10月30日）

各委員による最終的な検討を行い、報告すべき条例（案）、規則（案）、各種様式、説明文案について取りまとめを行い、最終案を決定した。

### 3、条例及び規則の参考例

会派用

ア、〇〇市議会政務調査費の交付に関する条例案(例)①

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第100条第12項及び第13項の規定に基づき、〇〇市議会議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、議会における会派に対し政務調査費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(交付対象)

第2条 政務調査費は、〇〇市議会における会派(所属議員が1人の場合を含む。以下「会派」という。)に対して交付する。

(交付額及び交付の方法)

第3条 会派に対する政務調査費は、各月1日(以下「基準日」という。)における当該会派の所属議員数に月額〇〇円を乗じて得た額を四半期ごとに交付する。

2 政務調査費は、各四半期の最初の月に、当該四半期に属する月数分を交付する。但し、四半期の途中において議員の任期が満了する場合は、任期満了日の属する月までの月数分を交付する。

3 一四半期の途中において新たに結成された会派に対しては、結成された日の属する月の翌月分(その日が基準日に当たる場合は、当月分)から政務調査費を交付する。

4 基準日において議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は所属会派からの脱会があった場合は、当該議員は第1項の所属議員に含まないものとし、同日において議会の解散があった場合は、当月分の政務調査費は交付しない。

5 政務調査費は、交付月の〇日(以下「交付日」という。)に交付する。但し、その日が休日に当たる場合は、その翌日とする。

(所属議員数の異動に伴う調整)

第4条 政務調査費の交付を受けた会派が、一四半期の途中において所属議員数に異動が生じた場合、異動が生じた日の属する月の翌月（その日が基準日に当たる場合は、当月）の末日までに、既に交付した政務調査費の額が異動後の議員数に基づいて算定した政務調査費の額を下回るときは、当該下回る額を追加して交付し、既に交付した額が異動後の議員数に基づいて算定した額を上回る場合は、会派は当該上回る額を返還しなければならない。

2 政務調査費の交付を受けた会派が、一四半期の途中において解散したときは、会派は、解散の日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）以降の政務調査費を返還しなければならない。

(使途基準)

第5条 会派は、政務調査費を別に定める使途基準に従って使用するものとし、市政に関する調査研究に資するため必要な経費以外のものに充ててはならない。

(経理責任者)

第6条 会派は、政務調査費に関する経理責任者を置かなければならない。

(収支報告書の提出)

第7条 政務調査費の交付を受けた会派の経理責任者は、別記様式第1号（その1、その2）により、政務調査費に係る収入及び支出の報告書を作成し、議長に提出しなければならない。

2 前項の収支報告書は、前年度の交付に係る政務調査費について、毎年4月30日までに提出しなければならない。

3 政務調査費の交付を受けた会派が解散したときは、前項の規定にかかわらず、当該会派の経理責任者であった者は、解散のときから〇日以内に第1項の収支報告書を提出しなければならない。



(政務調査費の返還)

第8条 市長は、政務調査費の交付を受けた会派がその年度において交付を受けた政務調査費の総額から、当該会派がその年度において市政の調査研究に資するため必要な経費として支出した総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務調査費の返還を命ずることができる。

(収支報告書の保存及び閲覧)

第9条 議長は、第7条第1項の規定により提出された収支報告書を、提出期限の日から起算して〇年を経過する日まで保存しなければならない。

2 次の各号に規定する者は、議長に対し、前項の収支報告書の閲覧を請求することができる。

- ① 市内に住所を有する者
- ② 市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人

(委 任)

第10条 この条例に定めるもののほか、政務調査費の交付に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

この条例は、平成〇〇年〇月〇日から施行する。

別記様式第1号・その1 (第7条関係)

政務調査費収支報告

平成 年 月 日

〇〇市議会議長

殿

会派名

経理責任者名 印

平成〇〇年度政務調査費収支報告について

〇〇市議会政務調査費の交付に関する条例第7条第1項に基づき、別紙のとおり平成〇〇年度政務調査費収支報告書を提出します。

別記様式第1号・その2 (第7条関係)

政務調査費収支報告書

平成〇〇年度政務調査費収支報告書

会 派 名

1 収 入

政務調査費 \_\_\_\_\_ 円

2 支 出

(単位：円)

科 目	金 額	備 考
研究研修費		
調査旅費		
資料作成費		
資料購入費		
広報費		
広聴費		
人件費		
事務所費		
その他の経費		
合 計		

3 残 額 \_\_\_\_\_ 円

(注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

イ、 ○○市議会政務調査費の交付に関する規則案（例）①

（趣 旨）

第1条 この規則は、○○市議会政務調査費の交付に関する条例（平成○○年○○市条例第○○号。以下「条例」という。）に基づき交付される政務調査費について必要な事項を定めるものとする。

（交付申請）

第2条 政務調査費の交付を受けようとする会派の代表者は、毎年度、市長に対し、議長を経由して別記様式第1号により政務調査費交付申請書を提出しなければならない。また、申請した事項に異動が生じたときは市長に対し、議長を経由して別記様式第2号により政務調査費交付変更申請書を提出しなければならない。

2 会派を解散したときは、当該会派の代表者であった者は市長に対し、議長を経由して別記様式第3号により会派解散届を提出しなければならない。

（交付決定）

第3条 市長は、毎年度、前条の規定により申請のあった各会派について交付すべき年間分の政務調査費の額を決定し、当該会派の代表者に別記様式第4号による交付決定通知書により通知するものとする。

（交付請求）

第4条 会派の代表者は、政務調査費の交付日の○日前までに、市長に対し別記様式第5号により政務調査費交付請求書を提出するものとする。

（使途基準）

第5条 条例第5条に規定する政務調査費の使途基準は、別表第1に掲げる項目ごとに概ね右欄に掲げるとおりとする。



別表第1（第5条関係）

政務調査費使途基準

項 目	内 容
研究研修費	会派が研究会、研修会を開催するために必要な経費又は会派の所属する議員等が他の団体の開催する研究会、研修会に参加するために要する経費 （会場費、講師謝金、出席者負担金・会費、交通費、旅費、宿泊費等）
調査旅費	会派の行う調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費 （交通費、旅費、宿泊費等）
資料作成費	会派の行う調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費 （印刷製本代、翻訳料、事務機器購入、リース代等）
資料購入費	会派の行う調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費
広報費	会派の調査研究活動、議会活動及び市の政策について住民に報告し、PRするために要する経費 （広報紙、報告書印刷費、送料、会場費等）
広聴費	会派が住民からの市政及び会派の政策等に対する要望、意見を吸収するための会議等に要する経費 （会場費、印刷費、茶菓子代等）
人件費	会派の行う調査研究活動を補助する職員を雇用する経費
事務所費	会派の行う調査研究活動のために必要な事務所の設置、管理に要する経費 （事務所の賃借料、維持管理費、備品、事務機器購入、リース代等）
その他の経費	上記以外の経費で会派の行う調査研究活動に必要な経費

平成 年 月 日

〇〇市長 殿

(〇〇市議会議長経由)

(会派名 〇〇市〇〇)

代表者名 〇〇

政務調査費交付申請書

〇〇市議会政務調査費の交付に関する規則第2条第1項の規定により、  
下記のとおり申請します。

記

- 1 会派の名称
- 2 会派結成年月日

3 代表者名				
4 経理責任者名				
5 所属議員数	〇名 (〇月1日現在)			
6 交付申請額 (平成〇〇年度分)	円	円	(代別平〇〇知平)	円

別記様式第2号 (第2条第1項関係)

政務調査費交付変更申請書

平成 年 月 日

〇〇市長

殿

(〇〇市議会議長経由)

会派名

代表者名

印

政務調査費交付変更申請書

〇〇市議会政務調査費の交付に関する規則第2条第1項の規定により、  
下記のとおり申請します。

記

1 異動内容

区 分	新	旧	異動年月日
会 派 の 名 称			
代 表 者 名			
経 理 責 任 者 名			
所 属 議 員 数			
交付申請額 (平成〇〇年度分)	円	円	



別記様式第3号 (第2条第2項関係)  
会派解散届

(関係条文) 第1条第5項  
自治法第101条第1項第2号

平成	年	月	日
〇〇市長	殿		
(〇〇市議会議長経由)			
〇〇市長	会派名		
〇〇市長	代表者名		印
会派解散届			
〇〇市議会政務調査費の交付に関する規則第2条第2項の規定により、 下記のとおり届けます。			
記			
1 解散会派の名称			
(略) 〇〇市長			
2 会派の解散年月日			

別記様式第4号 (第3条関係)

政務調査費交付決定通知書

文 書 番 号  
平成 年 月 日

会派代表者氏名 殿

〇〇市長  
氏 名 印

政務調査費交付決定通知書

平成〇〇年〇〇月〇〇日申請のあった政務調査費の交付について下記  
のとおり決定したので、〇〇市議会政務調査費の交付に関する規則第  
3条の規定により通知します。

記

1 平成〇〇年度政務調査費交付決定額 (年額) 円

用員鑑

別記様式第5号 (第4条関係)

政務調査費交付請求書

(言 職)

平成 年 月 日

〇〇市長

殿

(〇〇市議会議長経由)

(議決付交)

会 派 名

代表者名

印

(お式の付交ひ返附付交)

政務調査費交付請求書

〇〇市議会政務調査費の交付に関する規則第4条の規定により、下記のとおり政務調査費を請求します。

記

1 金 円

但し、平成〇〇年〇〇月分～〇〇月分

2 交付月の基準日における所属議員数〇〇名

(議決の費査調査費の合算スレが > がす員鑑)

## ア、 ○○市議会政務調査費の交付に関する条例案（例）②

## （趣 旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第12項及び第13項の規定に基づき、○○市議会議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、議員に対し政務調査費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

## （交付対象）

第2条 政務調査費は、○○市議会の議員の職にある者（以下「議員」という。）に対して交付する。

## （交付額及び交付の方法）

第3条 政務調査費は、各月1日（以下「基準日」という。）に在職する議員に対し、月額○○円を四半期ごとに交付する。

2 政務調査費は、各四半期の最初の月に、当該四半期に属する月数分を交付する。但し、四半期の途中において議員の任期が満了する場合は、任期満了日の属する月までの月数分を交付する。

3 一四半期の途中において新たに議員となった者に対しては、議員となった日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）から政務調査費を交付する。

4 基準日において議員の辞職、失職、除名、若しくは死亡又は議会の解散により議員でなくなった場合は、当月分の政務調査費は交付しない。

5 政務調査費は、交付月の○日（以下「交付日」という。）に交付する。但し、その日が休日に当たる場合は、その翌日とする。

## （議員でなくなった場合の政務調査費の返還）

第4条 政務調査費の交付を受けた議員が、一四半期の途中において議員でなくなったときは、議員でなくなった日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は当月分）以降の政務調査費を返還しなければならない。

(使途基準)

第5条 議員は、政務調査費を別に定める使途基準に従って使用するものとし、市政に関する調査研究に資するため必要な経費以外のものに充ててはならない。

(収支報告書の提出)

第6条 政務調査費の交付を受けた議員は、別記様式第1号(その1、その2)により、政務調査費に係る収入及び支出の報告書を作成し、議長に提出しなければならない。

- 2 前項の収支報告書は、前年度の交付に係る政務調査費について、毎年4月30日までに提出しなければならない。
- 3 政務調査費の交付を受けた議員が、議員でなくなったときは、前項の規定にかかわらず、議員でなくなった日から〇日以内に第1項の収支報告書を提出しなければならない。

(政務調査費の返還)

第7条 市長は、政務調査費の交付を受けた議員がその年度において交付を受けた政務調査費の総額から、当該議員がその年度において市政の調査研究に資するため必要な経費として支出した総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務調査費の返還を命ずることができる。

(収支報告書の保存及び閲覧)

第8条 議長は、第6条第1項の規定により提出された収支報告書を、提出期限の日から起算して〇年を経過する日まで保存しなければならない。

2 次の各号に規定する者は、議長に対し、前項の収支報告書の閲覧を請求することができる。

①市内に住所を有する者

②市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人

(委 任)

第9条 この条例に定めるもののほか、政務調査費の交付に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

この条例は、平成〇〇年〇月〇日から施行する。

別記様式第1号・その1 (第6条関係)

政務調査費収支報告

〇〇市議会  
政務調査費収支報告書

平成〇〇年 月 日

〇〇市議会議長

殿 人 宛  
 円 費 査 調 査 費

議員名 出 支 印

(円：千円)

品 目	金 額	種 別
平成〇〇年度政務調査費収支報告について		福 資 福
		費 査 調
〇〇市議会政務調査費の交付に関する条例第6条第1項に基づき、別紙		
のとおり平成〇〇年度政務調査費収支報告書を提出します。		
		費 研 査
		費 報 査
		費 料 人
		費 用 専 事
		費 器 備 用 品
		合 計

円 額 金

〇〇市議会 〇〇年 〇月 〇日

別記様式第1号・その2 (第6条関係)

政務調査費収支報告書

平成〇〇年度政務調査費収支報告書

議 員 名

1 収 入

政務調査費 \_\_\_\_\_ 円

2 支 出

(単位：円)

科 目	金 額	備 考
研究研修費		
調査旅費		
資料作成費		
資料購入費		
広報費		
広聴費		
人件費		
事務所費		
その他の経費		
合 計		

3 残 額 \_\_\_\_\_ 円

(注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。



## イ、〇〇市議会政務調査費の交付に関する規則案(例)②

## (趣旨)

第1条 この規則は、〇〇市議会政務調査費の交付に関する条例(平成〇〇年〇〇市条例第〇〇号。以下「条例」という。)に基づき交付される政務調査費について必要な事項を定めるものとする。

## (交付申請)

第2条 政務調査費の交付を受けようとする議員は、毎年度、市長に対し、議長を経由して別記様式第1号により政務調査費交付申請書を提出しなければならない。

## (交付決定)

第3条 市長は、毎年度、前条の規定により申請のあった議員について交付すべき年間分の政務調査費の額を決定し、当該議員に別記様式第2号よる交付決定通知書により通知するものとする。

## (交付請求)

第4条 議員は政務調査費の交付日の〇日前までに、市長に対し別記様式第3号により政務調査費交付請求書を提出するものとする。

## (使途基準)

第5条 条例第5条に規定する政務調査費の使途基準は、別表第1に掲げる項目ごとに概ね右欄に掲げるとおりとする。

## (収支報告書の写しの送付)

第6条 議長は、条例第6条第1項の規定により提出された収支報告書の写しを市長に送付するものとする。

(会計帳簿等の整理保管)

第7条 政務調査費の交付を受けた議員は、政務調査費の支出について会計帳簿を調整するとともに、領収書等の証拠書類を整理し、これらの書類を当該政務調査費に係る収支報告書の提出期限の日から起算して〇年を経過する日まで保管しなければならない。

附 則

この規則は、平成〇〇年〇月〇日から施行する。

別表第1（第5条関係）

政務調査費使途基準

(第5条関係) 第1項第5号

書簡申付交費査調審選

項 目	内 容
研究研修費	議員が研究会、研修会を開催するために必要な経費又は議員が他の団体の開催する研究会、研修会に参加するために要する経費 (会場費、講師謝金、出席者負担金・会費、交通費、旅費、宿泊費等)
調査旅費	議員の行う調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費 (交通費、旅費、宿泊費等)
資料作成費	議員の行う調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費 (印刷製本代、翻訳料、事務機器購入、リース代等)
資料購入費	議員の行う調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費
広報費	議員の調査研究活動、議会活動及び市の政策について住民に報告し、PRするために要する経費 (広報紙、報告書印刷費、送料、会場費等)
広聴費	議員が住民からの市政及び会派の政策等に対する要望、意見を吸収するための会議等に要する経費 (会場費、印刷費、茶菓子代等)
人件費	議員の行う調査研究活動を補助する職員を雇用する経費
事務所費	議員の行う調査研究活動のために必要な事務所の設置、管理に要する経費 (事務所の賃借料、維持管理費、備品、事務機器購入、リース代等)
その他の経費	上記以外の経費で議員の行う調査研究活動に必要な経費

別記様式第1号 (第2条関係)

政務調査費交付申請書

平成 年 月 日

〇〇市長

殿

(〇〇市議会議長経由)

議員名

印

政務調査費交付申請書

〇〇市議会政務調査費の交付に関する規則第2条の規定により、下記のとおり政務調査費を申請します。

記

1 交付申請額 (平成〇〇年度分)

円

別記様式第2号 (第3条関係)

政務調査費交付決定通知書

(別記様式第2号) 号と票左欄別紙  
書來附付交費査察書

日 月 年 西平

文 書 番 号  
平成 年 月 日

〇〇市

議員氏名 殿

各員 殿

〇〇市長

氏 名 印

政務調査費交付決定通知書

平成〇〇年〇〇月〇〇日申請のあった政務調査費の交付について  
下記のとおり決定したので、〇〇市議会政務調査費の交付に関する  
規則第3条の規定により通知します。

記 円 金 丁

1 平成〇〇年度政務調査費交付決定額 (年額) 円

別記様式第3号 (第4条関係)

政務調査費交付請求書

平成 年 月 日

〇〇市長

殿

議員名

印

政務調査費交付請求書

〇〇市議会政務調査費の交付に関する規則第4条の規定により、下記のとおり政務調査費を請求します。

記

1 金 円

但し、平成〇〇年〇〇月分～〇〇月分

ア、〇〇市議会政務調査費の交付に関する条例案(例)③

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第100条第12項及び第13項の規定に基づき、〇〇市議会議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、議会における会派及び議員に対し政務調査費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(交付対象)

第2条 政務調査費は、〇〇市議会における会派(所属議員が1人の場合を含む。以下「会派」という。)及び議員の職にある者(以下「議員」という。)に対して交付する。

(交付の方法)

第3条 政務調査費は、四半期ごとに交付するものとし、各四半期の最初の月に、当該四半期に属する月数分を交付する。但し、四半期の途中において議員の任期が満了する場合は、任期満了日の属する月までの月数分を交付する。

2 政務調査費は、交付月の〇日(以下「交付日」という。)に交付する。但し、その日が休日に当たる場合は、その翌日とする。

(会派に対する政務調査費)

第4条 会派に対する政務調査費は、各月1日(以下「基準日」という。)における当該会派の所属議員の数に月額〇〇円を乗じて得た額を交付する。

2 一四半期の途中において新たに結成された会派に対しては、結成された日の属する月の翌月分(その日が基準日に当たる場合は、当月分)から政務調査費を交付する。

3 基準日において議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は所属会派からの脱会があった場合は、当該議員は第1項の所属議員に含まないものとし、同日において議会の解散があった場合は、当月分の政務調査費は交付しない。

- 4 政務調査費の交付を受けた会派が、一四半期の途中において所属議員数に異動が生じた場合、異動が生じた日の属する月の翌月（その日が基準日に当たる場合は、当月）の末日までに、既に交付した政務調査費の額が異動後の議員数に基づいて算定した政務調査費の額を下回るときは、当該下回る額を追加して交付し、既に交付した額が異動後の議員数に基づいて算定した額を上回る場合は、会派は当該上回る額を返還しなければならない。
- 5 政務調査費の交付を受けた会派が、一四半期の途中において解散したときは、会派は、解散の日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）以降の政務調査費を返還しなければならない。

（議員に対する政務調査費）

第5条 議員に対する政務調査費は、基準日に在職する議員に対して、月額〇〇円を交付する。

- 2 一四半期の途中において新たに議員となった者に対しては、議員となった日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）から政務調査費を交付する。
- 3 基準日において議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は議会の解散により議員でなくなったときは、当月分の政務調査費は交付しない。
- 4 政務調査費の交付を受けた議員が、一四半期の途中において議員でなくなったときは、議員でなくなった日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）以降の政務調査費を返還しなければならない。

（使途基準）

第6条 会派及び議員は、政務調査費を別に定める使途基準に従って使用するものとし、市政に関する調査研究に資するため必要な経費以外のものに充ててはならない。

（経理責任者）

第7条 会派は、政務調査費に関する経理責任者を置かなければならない。



(収支報告書の提出)

第8条 政務調査費の交付を受けた会派の経理責任者及び議員は、別記様式により、政務調査費に係る収入及び支出の報告書を作成し、議長に提出しなければならない。

2 前項の収支報告書は、前年度の交付に係る政務調査費について、毎年4月30日までに提出しなければならない。

3 政務調査費の交付を受けた会派が解散し、又は政務調査費の交付を受けた議員が、議員でなくなったときは、前項の規定にかかわらず、当該会派の経理責任者であった者又は議員であった者は、解散の日又は議員でなくなった日から○日以内に第1項の収支報告書を提出しなければならない。

(政務調査費の返還)

第9条 市長は、政務調査費の交付を受けた会派又は議員がその年度において交付を受けた政務調査費の総額から、当該会派又は議員がその年度において市政の調査研究に資するため必要な経費として支出した総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務調査費の返還を命ずることができる。

(収支報告書の保存及び閲覧)

第10条 議長は、第8条第1項の規定により提出された収支報告書を、提出期限の日から起算して○年を経過する日まで保存しなければならない。

2 次の各号に規定する者は、議長に対し、前項の収支報告書の閲覧を請求することができる。

- ① 市内に住所を有する者
- ② 市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、政務調査費の交付に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

この条例は、平成〇〇年〇月〇日から施行する。

別記様式第1号・その1 (第8条関係)

会派に係る政務調査費収支報告

第8条 第1項 関係  
 書台辨支外費査開務近る得ニ派会

平成 年 月 日

〇〇市議会 議長  
 〇〇市議会議長

殿 〇〇市議会議長  
 費査開務近

会派名  
 経理責任者名

(円：立単)

金	目	種
平成〇〇年度政務調査費収支報告について	費査開務近	
〇〇市議会政務調査費の交付に関する条例第8条第1項に基づき、 のとおり平成〇〇年度政務調査費収支報告書を提出します。	費査開務近	
	費査開務近	
	費査開務近	
	費査開務近	
	費査開務近	
	費査開務近	
	費査開務近	
	費査開務近	
	費査開務近	
	費査開務近	

〇〇市議会政務調査費の交付に関する条例第8条第1項に基づき、  
 のとおり平成〇〇年度政務調査費収支報告書を提出します。

別紙

円 〇〇 〇〇

。るせ兼5請き内の出支る之主、おコ開務近 (送)

別記様式第1号・その2 (第8条関係)

会派に係る政務調査費収支報告書

平成〇〇年度政務調査費収支報告書		
		会 派 名
1 収 入		
政務調査費	_____	円
2 支 出		
(単位：円)		
科 目	金 額	備 考
研究研修費		
調査旅費		
資料作成費		
資料購入費		
広報費		
広聴費		
人件費		
事務所費		
その他の経費		
合 計		
3 残 額	_____	円

(注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。



別記様式第2号・その2 (第8条関係)

議員に係る政務調査費収支報告書

平成〇〇年度政務調査費収支報告書

議 員 名

1 収 入

政務調査費 \_\_\_\_\_ 円

2 支 出

(単位：円)

科 目	金 額	備 考
研究研修費		
調査旅費		
資料作成費		
資料購入費		
広報費		
広聴費		
人件費		
事務所費		
その他の経費		
合 計		

3 残 額 \_\_\_\_\_ 円

(注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

イ、〇〇市議会政務調査費の交付に関する規則案(例)③

(趣旨)

第1条 この規則は、〇〇市議会政務調査費の交付に関する条例(平成〇〇年〇〇市条例第〇〇号。以下「条例」という。)に基づき交付される政務調査費について必要な事項を定めるものとする。

(交付申請)

第2条 政務調査費の交付を受けようとする会派の代表者は、毎年度、市長に対し、議長を経由して別記様式第1号により政務調査費交付申請書を提出しなければならない。また、申請した事項に異動が生じたときは市長に対し、議長を経由して別記様式第2号により政務調査費交付変更申請書を提出しなければならない。

2 政務調査費の交付を受けようとする議員は、毎年度、市長に対し、議長を経由して別記様式第3号により政務調査費交付申請書を提出しなければならない。

3 会派を解散したときは、当該会派の代表者であった者は市長に対し、議長を経由して別記様式第4号により会派解散届を提出しなければならない。

(交付決定)

第3条 市長は、毎年度、前条の規定により申請のあった各会派及び議員について交付すべき年間分の政務調査費の額を決定し、当該会派の代表者及び議員に別記様式第5号による交付決定通知書により通知するものとする。

(交付請求)

第4条 会派の代表者及び議員は、政務調査費の交付日の〇日前までに、市長に対し会派に係るものは別記様式第6号、議員に係るものは別記様式第7号により、政務調査費交付請求書を提出するものとする。

(使途基準)

第5条 条例第6条に規定する政務調査費の使途基準は、会派に係るものについては別表第1、議員に係るものについては別表第2に掲げる項目ごとに概ね右欄に掲げるとおりとする。

(収支報告書の写しの送付)

第6条 議長は、条例第8条第1項の規定より提出された収支報告書の写しを市長に送付するものとする。

(会計帳簿等の整理保管)

第7条 政務調査費の交付を受けた会派の経理責任者及び議員は、政務調査費の支出について会計帳簿を調整するとともに、領収書等の証拠書類を整理し、これらの書類を当該政務調査費に係る収支報告書の提出期限の日から起算して〇年を経過する日まで保管しなければならない。

附 則

この規則は、平成〇〇年〇月〇日から施行する。



別表第1（第5条関係）

会派に係る政務調査費使途基準

項 目	内 容	目 録
研究研修費	会派が研究会、研修会を開催するために必要な経費又は会派の所属する議員等が他の団体の開催する研究会、研修会に参加するために要する経費 (会場費、講師謝金、出席者負担金・会費、交通費、旅費、宿泊費等)	研究
調査旅費	会派の行う調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費 (交通費、旅費、宿泊費等)	調査
資料作成費	会派の行う調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費 (印刷製本代、翻訳料、事務機器購入、リース代等)	資料
資料購入費	会派の行う調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費	資料
広報費	会派の調査研究活動、議会活動及び市の政策について住民に報告し、PRするために要する経費 (広報紙、報告書印刷費、送料、会場費等)	広報
広聴費	会派が住民からの市政及び会派の政策等に対する要望、意見を吸収するための会議等に要する経費 (会場費、印刷費、茶菓子代等)	広聴
人件費	会派の行う調査研究活動を補助する職員を雇用する経費	人事
事務所費	会派の行う調査研究活動のために必要な事務所の設置、管理に要する経費 (事務所の賃借料、維持管理費、備品、事務機器購入、リース代等)	事務所
その他の経費	上記以外の経費で会派の行う調査研究活動に必要な経費	その他

別表第2（第5条関係）

議員に係る政務調査費使途基準

項 目	内 容
研究研修費	議員が研究会、研修会を開催するために必要な経費又は議員が他の団体の開催する研究会、研修会に参加するために要する経費 （会場費、講師謝金、出席者負担金・会費、交通費、旅費、宿泊費等）
調査旅費	議員の行う調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費 （交通費、旅費、宿泊費等）
資料作成費	議員の行う調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費 （印刷製本代、翻訳料、事務機器購入、リース代等）
資料購入費	議員の行う調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費
広報費	議員の調査研究活動、議会活動及び市の政策について住民に報告し、PRするために要する経費 （広報紙、報告書印刷費、送料、会場費等）
広聴費	議員が住民からの市政及び会派の政策等に対する要望、意見を吸収するための会議等に要する経費 （会場費、印刷費、茶菓子代等）
人件費	議員の行う調査研究活動を補助する職員を雇用する経費
事務所費	議員の行う調査研究活動のために必要な事務所の設置、管理に要する経費 （事務所の賃借料、維持管理費、備品、事務機器購入、リース代等）
その他の経費	上記以外の経費で議員の行う調査研究活動に必要な経費

平成 年 月 日

〇〇市長 殿 〇〇市

(〇〇市議会議長経由) 会派(名 〇〇市議会)

代表者名 〇〇

**政務調査費交付申請書**

〇〇市議会政務調査費の交付に関する規則第2条第1項の規定により、  
下記のとおり申請します。

記

- 1 会派の名称
- 2 会派結成年月日

3 代表者名							
4 経理責任者名							
5 所属議員数 〇名 (〇月1日現在)							
6 交付申請額 (平成〇〇年度分)							

別記様式第2号 (第2条第1項関係)

会派に係る政務調査費交付変更申請書

平成 年 月 日

〇〇市長

殿

(〇〇市議会議長経由)

会派名

代表者名

印

政務調査費交付変更申請書

〇〇市議会政務調査費の交付に関する規則第2条第1項の規定により、  
下記のとおり申請します。

記

1 異動内容

区 分	新	旧	異動年月日
会 派 の 名 称			
代 表 者 名			
経 理 責 任 者 名			
所 属 議 員 数			
交付申請額 (平成〇〇年度分)	円	円	

別記様式第3号 (第2条第2項関係)

議員に係る政務調査費交付申請書

日 月 年 期平

平成 年 月 日

〇〇市長

殿

〇〇市

(〇〇市議会議長経由)

領

(由議員議会〇〇市)

議員名

印

〇〇市議会

印

〇〇市長

政務調査費交付申請書

〇〇市議会政務調査費の交付に関する規則第2条第2項の規定により、  
下記のとおり政務調査費を申請します。

記

1 交付申請額 (平成〇〇年度分)

円

〇〇市議会

〇〇市長

別記様式第4号 (第2条第3項関係)

市長に対する会派解散届

平成 年 月 日

〇〇市長

殿

(〇〇市議会議長経由)

会派名

代表者名

印

会派解散届

〇〇市議会政務調査費の交付に関する規則第2条第3項の規定により、  
下記のとおり届けます。

記

- 1 解散会派の名称
- 2 会派の解散年月日

会派及び議員に対する政務調査費交付決定通知書

日 月 年 西平

文 書 番 号

平成 年 月 日

〇〇市

会派代表者氏名 殿

議 員 氏 名

〇〇市長

氏 名 印

政務調査費交付決定通知書

平成〇〇年〇〇月〇〇日申請のあった政務調査費の交付について下記のとおり決定したので、〇〇市議会政務調査費の交付に関する規則第3条の規定により通知します。

記

- 1 平成〇〇年度政務調査費交付決定額 (年額) 円

別記様式第6号 (第4条関係)

会派に係る政務調査費交付請求書

平成 年 月 日

〇〇市長

殿

会派名

代表者名

印

政務調査費交付請求書

〇〇市議会政務調査費の交付に関する規則第4条の規定により、下記のとおり政務調査費を請求します。

記

- 1 金 円  
但し、平成〇〇年〇〇月分～〇〇月分
- 2 交付月の基準日における所属議員数〇〇名



別記様式第7号 (第4条関係)

議員に係る政務調査費交付請求書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇市長 殿

議員名

印

政務調査費交付請求書

〇〇市議会政務調査費の交付に関する規則第4条の規定により、下記のとおり政務調査費を請求します。

1 金 〇〇〇〇〇〇円

但し、平成〇〇年〇〇月分～〇〇月分

#### 4、条例（例）及び規則（例）の説明

##### ① この条例（例）の性格、位置付け

この条例（例）は、地方自治法第100条第12項及び第13項の規定に基づいて、各市が平成13年4月1日以降において政務調査費を交付しようとする際に必要となる条例案の作成のための参考例・雛型として作成したものである。

その意味で、この条例（例）は、「準則」というような強い規範性をもつものではないので、各市の実情に応じ本条例に必要な事項を追加し、修正を加え、又はその一部を削除することについては、何ら制限されるものではない。

ただし、「改正法」が条例で定めるとしている事項（政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法並びに収入及び支出の報告書の議長への提出）については、必ず条例事項として規定する必要がある。

##### ② 条例の提案権及び施行細則の定め方

政務調査費に関する条例の提案権については、「改正法」第100条第12項において「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、」と規定しているので、政務調査費に関する条例の提案権は、議員、長の両方にあると解される。

また、政務調査費に関する条例の施行細則については、議員提案の条例の場合には、「議長の定めるところによる。」とする規定の仕方が考えられる一方、長提案の条例の場合には、長が「規則で定める。」とすることも考えられる。

この他、条例は議員提案とし、細則については、長が「規則で定める。」とする規定の仕方も考えられるところである。

いずれにしても、細則で規定しようとする内容がどちらの法形式（規則又は規程）になじむかによって判断すべきものと考えられる。

本報告においては、施行細則の内容として取り上げたものに、財務事務に係る手続き、予算の執行に関する部分が多いところから、長の定める規則で定める

方法を採った。

③ 政務調査費の支給類型を3通り作成したことについて

政務調査費については、従来、地方自治法第232条の2の規定に基づく市の単独の補助金として、交付対象を「会派」に限定して交付されてきた経緯があるが、今回の「改正法」により、「議員」個人に対しても交付の途が開かれたものである。

このため、条例（例）の作成に当たり、従来どおりの①「会派に対して交付する場合」と、会派制を採用してない議会において政務調査費を交付することも考慮した②「議員個人に対して交付する場合」、更に大規模な市等において③「会派及び個人の双方に交付する場合」を想定した、3通りの条例（例）を作成したところである。

④ 条例で取り上げた項目についての考え方

「改正法」第100条第12項及び第13項では、条例で定めることが必要な事項として「政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法並びに収入及び支出の報告書の議長への提出」を掲げているが、今回の制度改革においては政務調査費の透明性の確保にも重点が置かれていることから、法で定める上記事項の他に、「会派に対する政務調査費に関する経理責任者の設置」、並びに「収支報告書の保存及び閲覧」に関する事項についても条例事項として規定したところである。

⑤ 交付対象要件についての考え方

政務調査費の交付対象について、「改正法」は「会派又は議員」としているが、同法においては、「会派」について何ら明確な定義をしていない。このため本条例（例）においても交付の対象とする「会派」については、特段の認定要件を

設けていないが、実質的には議長への結成届がなされていることが必要であろう。

また、各市の実態を考慮し、所属議員が一人の会派についても認める規定を置いたものである。

#### ⑥ 四半期交付を標準型とした意味

四半期交付を標準型とした意味は、支給の原則として考えられる毎月支給では、支給手続き事務の煩雑さや一回当たりの支給額が少額となり、調査研究に資するという趣旨に合わなくなる市が多いと考えられるため、これらの欠点を補う方法として四半期交付方式を採ったものである。

なお、支給額の多寡等各市の状況に応じて、これ以外に年1回交付、年2回交付という方法を選択することも可能であるが、これらの方式では、所属議員数の変動等に対応する要調整額が大きくなることが懸念される。

#### ⑦ 基準日ルールによる月割調整方式

政務調査費の対象人員の積算に当たっては、できるだけ実態に近いものとなるよう各月の1日（基準日）における会派の所属議員数又は議員の職にある者をその支給対象とし、支給額についても、議員1人当たりの月額を支給単位として計算する方式を基本としている。

従って会派の所属議員数の変動、議員個人の身分の得喪についても月単位での調整（追加又は返還）を行うこととしている。

#### ⑧ 長に対する申請及び請求規定を置いた意味

申請及び請求方式を採った意味は、交付対象としての資格と金額は条例の規定により明確になっているものの、すべての会派又は議員が政務調査費の交付を望むとは限らないことも考えられることから、政務調査費の交付を求める

会派又は議員の意思を「申請」によって明確にするとともに、長の「交付決定」したものについて「請求」が行われるべきであるという財務会計上のルールに従って請求規定を置いたものである。

⑨ 使途基準の性格

政務調査費の使途については、「改正法」において「議員の調査研究に資するために必要な経費の一部として」使用されることが求められているが、会派や議員が政務調査費を使用する際の具体的な指標となるものが、必要ではないかと考え、使途基準の例として示したものである。従って各市においては、必ずしもこれらの例示項目に制約されることなく、それぞれの実情に応じ独自の使途基準を作成することは可能である。

要は、政務調査費は会派又は議員の調査研究に資するための経費に充てられるべきものであって、それ以外には使用できないというのがこの制度の趣旨であると考えられる。

なお、この使途基準は、議員の調査研究活動のパターンを例示する側面も有しているところから、長の定める規則ではなく、議長の定める規程において定めることも考えられる。

⑩ 収支報告書の写しを長に送付することとした意味

「改正法」は、政務調査費の交付を受けたものに対して「収入及び支出の報告書」を議長に提出する義務のみを課しており、収支報告書を長にまで送付することについては何ら規定していない。

しかし、政務調査費の交付という財務上の権限は、地方自治法上は長に専属しており、政務調査費の交付をした長が交付後の使用状況を何ら確認できないというのは、地方自治法が財務上の権限を長に対して付与した趣旨に沿わないと考え、「改正法」の規定により議長に対して提出を義務づけられている収支

報告書の写しを長にも送付することとしたものである。

⑪ 閲覧請求制度と透明性の確保

政務調査費の規定が盛り込まれた今回の「改正法」の国会での趣旨説明では、「調査研究費等の助成を制度化し、併せて情報公開を促進する観点から、その使途の透明性を確保することが重要」と述べられている。

また、「改正法」に関する自治省行政課長通知（自治行第32号平成12年5月31日）においても、「条例の制定にあたっては、例えば、政務調査費に係る収入及び支出の報告書等の書類を情報公開や閲覧の対象とすることを検討するなど透明性の確保に十分意を用いること。」とされている。

これらを考慮し、住民等からの閲覧請求に応えるための規定を置いているが、情報公開制度が既に設けられており、透明性の確保が別途図られている市においては、この規定は不要であると考えられる。

員委員會委情錄華附桑華縣るを関に付交の費査附燕類

各01・市01,日06月01~日81月7年21第平)

具	佩	慈	專	會	籍	各	市		
夫					資	聯	京	員	委
主	附	和	覆	其	其	妙	苦		
想			木	鏡	紙	山			
幸		玉	林	中	縣	港			
應			東	母	隊	虽			
翁		群	出	川	卓	妙			
一		兼	共	老	泉	味			
危		尚	田	東	品	込			
史		載	際	重	公	高			
二		出	封	丈	本	贈			

## 政務調査費の交付に関する標準条例等検討委員会委員

(平成12年7月13日～10月30日、10市・10名)

	市	名	議	会	事	務	局	長
委 員	京	都	仲	筋	邦	夫		
”	苦	小 牧	片	野	時	生		
”	山	形	鈴	木		啓		
”	新	潟	中	村	正	孝		
”	足	利	伊	東		勇		
”	岐	阜	川	出	雅	俊		
”	和	泉	浅	井	義	一		
”	広	島	原	田	尚	武		
”	高	松	重	利	雄	史		
”	熊	本	友	枝	佑	二		



地方自治法の一部を改正する法律

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第九十九条中「意見書を」の下に「国会又は」を加える。

第一百条第十一項の次に次の二項を加える。

普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。

前項の政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。

第一百九条第一項中「都にあつては十二以内、道及び人口二百五十万以上の府県並びに人口百万以上の市にあつては八以内、人口百万以上二百五十万未満の府県及び人口三十万以上百万未満の市にあつては六以内、人口百万未満の府県及び人口三十万未満の市並びに町村にあつては四以内の」を削る。

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第百条第十一項の次に二項を加える改正規定は、平成十三年四月一日から施行する。

理 由  
邦人及び支那の辯論書を議員に提出するものとする。

地方公共団体の議会の活性化のため、国会に対する議会の意見書の提出、条例による会派又は議員に対する政務調査費の交付及び人口段階別の常任委員会の数の制限の廃止の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

議会ははたむる会派又は議員に於て、政務調査費を交付するものとする。この場合には

地方公共団体の、条約の定めるところにより、議員の調査費用を費するに必要とする費用の一倍とする。

第二 条約による政務調査費の交付

会に於ては提出するものとする。

地方公共団体の議会は、自該地方公共団体の公益に関する事件につき意見書を、閣議に提出する。

第三 国会に提出する地方議会の意見書の提出

地方公共団体の、地方議会の、地方議会の

地方自治法の一部を改正する法律 要綱

第一 国会に対する地方議会の意見書の提出

地方公共団体の議会は、当該地方公共団体の公益に関する事件につき意見書を、関係行政庁のほか、国会に対しても提出することができるものとする。

(第九十九条関係)

第二 条例による政務調査費の交付

1 地方公共団体は、条例の定めるところにより、議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができるものとする。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならないものとする。

2 1の政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。

(第百条関係)

第三 常任委員会の数の制限の廃止

地方公共団体の議会における人口段階別の常任委員会数の制限を廃止するものとする。

(第百九条関係)

第四 施行期日

この法律は、公布の日から施行するものとする。ただし、第二に係る部分は、平成十三年四月一日

から施行するものとする。

ただし、第二に係る部分は、平成十三年四月一日

(附則関係)

<p>法 五</p>	<p>前条の改正調査費の交付を受けたい会派又は議員が、衆議院の改選期に  <small>（前）</small>          地方公共団体の議会に於ける人口段階別の常任委員会数の制限を廃止するものとする。  <small>（後）</small>          この法律は、公布の日から施行するものとする。ただし、第二に係る部分は、平成十三年四月一日          から施行するものとする。</p>
<p>法 五</p>	<p>前条の改正調査費の交付を受けたい会派又は議員が、衆議院の改選期に  <small>（前）</small>          地方公共団体の議会に於ける人口段階別の常任委員会数の制限を廃止するものとする。  <small>（後）</small>          この法律は、公布の日から施行するものとする。ただし、第二に係る部分は、平成十三年四月一日          から施行するものとする。</p>

地方自治法（昭和二十二年法律第六十六号）  
 第五十五條第一項第五号の法律 改正関係

(附則関係) 第五十五條

地方自治法の一部を改正する法律 新旧対照条文  
 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第九十九条 普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の公益に関する事件につき意見書を国会又は関係行政庁に提出することができる。</p> <p>第百条 ①～⑩（略）</p> <p>⑫ 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。</p> <p>⑬ 前項の政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。</p> <p>⑭～⑰（略）</p>	<p>第九十九条 普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の公益に関する事件につき意見書を関係行政庁に提出することができる。</p> <p>第百条 ①～⑩（略）</p> <p>⑫～⑮（略）</p>



## 地方自治法の一部を改正する法律案の起草趣旨説明

この際、委員長から、本起草案の趣旨及び内容について御説明申し上げます。まず、本案の趣旨について申し上げます。

本年四月一日に施行された地方分権一括法により、地方分権は今や実行の段階を迎えることとなり、地方公共団体の自己決定権、自己責任が拡大するなかで、地方議会が担う役割はますます重要なものとなっております。

地方議会は住民の負託に応え、幅広い活動を行っておりますが、審議が複雑化、高度化し、委員会審査の一層の充実が求められるなかで、さらに積極的、効果的な議会活動を行っていくためには、現行法における人口段階別の常任委員会数の制限を廃止し、それぞれの議会の判断に基づいて常任委員会数を決定できるよう、制度を改善し、地方議会の自主性、独自性を尊重していく必要があります。

また、地方議会の活性化を図るためには、その審議能力を強化していくことが必要不可欠であり、地方議員の調査活動基盤の充実を図る観点から、議会における会派等に対する調査研究費等の助成を制度化し、併せて、情報公開を促進する観点から、その使途の透明性を確保することが重要になっております。

さらに、地方公共団体の公益に関する事件については、国会で審議できるものも多々あることから、地方議会が国会に対して意見書の提出ができるようにすることも、議会の活性化に資するものと思料されるのであります。

以上のことから、地方分権の進展に対応した地方議会の活性化に資するため、本起草案を提出することとした次第であります。

次に、本案の内容について御説明申し上げます。



自 治 事 務 課 長 官

まず、第一に、地方議会の意見書を、関係行政庁のほか、国会にも提出することができるものとしております。

第二に、地方公共団体は、条例により、地方議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付できるものとするともに、政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、その收支状況を議長に報告するものとしております。

第三に、地方議会における人口段階別の常任委員会数の制限を廃止するものとしております。

なお、本案は、公布の日から施行するものとし、政務調査費に係る改正部分については、平成十三年四月一日から施行するものとしております。

以上が、本起草案の趣旨及び内容であります。

各都道府県知事 殿

自治事務次官

地方自治法の一部を改正する法律の施行について（通知）

地方自治法の一部を改正する法律（平成12年法律第89号。以下「改正法」という。）が、平成12年5月24日に成立し、同年5月31日公布されました。

今回の改正は、地方分権の進展に対応した普通地方公共団体の議会（以下「議会」という。）の活性化に資するという観点から、議会が国会に対し意見書を提出することができることとするとともに、議会における会派又は議員に対し、条例により政務調査費を交付することができることとし、併せて、議会における人口段階別の常任委員会数の制限を廃止するなどの措置を講じるものであり、衆議院地方行政委員会委員長の提案により成立したものです。

改正法は、公布の日から施行されることとなりますが、条例による政務調査費の交付に関する事項にあっては、平成13年4月1日から施行することとされています。

つきましては、改正内容は下記のとおりですので、その取扱いに遺漏のないよう配慮されるとともに、貴都道府県内の市区町村に対してもこの旨周知願います。

記

- 1 議会は、意見書を関係行政庁に加え、国会にも提出することができるものとする。こと。  
(第99条関係)
- 2 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができるものとする。こと。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならないものとする。こと。  
また、政務調査費の交付を受けた議会における会派又は議員は条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議会の議長に提出するものとする。こと。  
(第100条関係)
- 3 議会における人口段階別の常任委員会数の制限を廃止するものとする。こと。  
(第109条関係)

平成12年5月31日

各都道府県総務部長  
各都道府県議会事務局長

自治省行政局行政課長

地方自治法の一部を改正する法律の施行について（通知）

平成12年5月31日に公布された地方自治法の一部を改正する法律（平成12年法律第89号）の施行については、平成12年5月31日付け自治行第31号により自治事務次官から通知されたところですが、下記の施行又は運用上の留意事項について遺漏のないよう配慮されるとともに、貴都道府県内の市区町村に対してもこの旨周知願います。

記

1 国会に対する議会の意見書の提出に関する事項

国会への意見書の具体的提出方法については、衆議院事務局及び参議院事務局からの要請を踏まえた上で、別途、全国都道府県議会議長会、全国市議会議長会、全国町村議会議長会から、普通地方公共団体（以下「団体」という。）及び特別区の議会の各議長あて通知される予定であるので留意すること。

2 条例による政務調査費の交付に関する事項

- (1) 今回の政務調査費の法制化では、政務調査費を交付するか否かは各団体の判断に委ねられたところであるが、その制度化にあたっては、各団体における議員の調査研究活動の実態や議会運営の方法等を勘案の上、政務調査費の交付の必要性やその交付対象について十分検討されたいこと。
- (2) 政務調査費については、情報公開を促進し、その用途の透明性を確保することも重要であるとされていることから、条例の制定にあたっては、例えば、政務調査費に係る収

入及び支出の報告書等の書類を情報公開や閲覧の対象とすることを検討するなど透明性の確保に十分意を用いること。

- (3) 政務調査費の額を条例で定めるにあたっては、例えば、昭和39年5月28日付け自治給第208号自治事務次官通知（特別職の報酬等について）にいう特別職報酬等審議会等の第三者機関の意見をあらかじめ聞くなど、住民の批判を招くことがないよう配慮すること。
- (4) 従来、都道府県等において政務調査費と同様の趣旨で支給されていた「県政調査費」等のいわゆる会派交付金については、平成13年4月1日の施行日以降、条例の根拠が必要となること。

### 3 常任委員会の数の制限の廃止に関する事項

常任委員会に係る条例の制定又は改廃にあたっては、常任委員会制度が広汎かつ多岐にわたり専門化、技術化している団体の事務を合理的、能率的に調査又は審議するために設けられたものであることに十分配慮し、濫設等の批判を招くことがないよう留意すること。